

目黒区の明日を問う

代表質問と答弁要旨

●詳細は、目黒区議会会議録または区議会ホームページの会議録検索をご覧ください。

**目黒区の未来に対して、
予断を許すような財政状況ではない!**

自由民主党目黒区議団 **そくだ 次郎** 議員

<時代に適した計画策定を>
 (1)すべての施策に対してスクラップアンドビルドを進め、スピード感を持って時代にマッチした計画を策定すべきである。(2)さらなる財政健全化・積立基金の積増し、国や都の補助金等の適切な有効活用が必要である。(3)生活圏整備計画は聖域なく、総合的な調査と検証を行うことが必要である。(4)所信表明に「部局間の連携・協力をより強化、職員一人ひとり従来の発想にとらわれず」とあるが本当にできるのか。
区長 (1)変化する行政需要に的確に対応する必要があると考えている。今後は区議会、区民の意見を十分伺いながら、基本計画改定の検討を行っている。(2)事業の継続的見直しや基金の積増し等の予算への反映とあわせ、国・都の施策や補助金の有効活用など積極的姿勢で取り組んでいく。(3)施設整備、各種施策・事務事業、コミュニティ施策の3事項に分けて、今後の

**将来を見据えた視点で、
街づくりを推進せよ**

公明党目黒区議団 **関 けんいち** 議員

<区有施設見直しにおける地域包括ケアシステムの織り込み>
 (1)在宅療養支援窓口の評価と今後の展開について伺う。(2)区有施設見直しに当たり、どのような行政需要を構える方針なのかを明確にする「目黒区の青写真」について伺う。(3)地域包括ケアシステムの将来像をどう考えているか、所見を伺う。
区長 (1)医療と介護の連携にかかるネットワークや仕組みづくりを進めてきた。平成28年度から、すべての包括支援センターに

**平和憲法を守り暮らしを守れ!
待機児童解消・介護の充実**

日本共産党目黒区議団 **石川 恭子** 議員

<戦争法>
 (1)国は憲法違反の安保法制を強行成立。海外で戦争するための戦争法である。態度を明らかにせよ。(2)首相は戒厳令を敷くことのできる「緊急事態条項」を設けようとしているが、区の「平和都市宣言」に反しないか。
区長 (1)法を遵守していく立場の自治体の長としては、この法律について全体的な是非などを申し上げることは考えていない。(2)「平和都市宣言」との整合性を通してはあるが、特定政党の憲法改正案を論評

方向性を整理していく。(4)現場を見て知り、柔軟性を持って行動できる職員育成の取り組みをさらに検討する。
<喫緊の課題>
 (1)法人住民税の一部国税化・ふるさと納税は、目黒区への影響額が看過できないほど大きく、対策は急務である。(2)2020年東京オリンピック・パラリンピックは、目黒区としてビックチャンスである。早期に活発に行動を起こすべきである。
区長 (1)法人住民税問題は、様々な場面で取り上げ、各区議会・都等と協力して活動を展開していく。ふるさと納税は、寄付のしやすい環境整備の検討を進める。(2)区施設が練習会場候補になっているので、パリアプリー化などの整備を行うとともに、都に財源確保について要望していく。

会計制度では、費用対効果が一目で分かる運用を期待するが、どう考えているか。
区長 (1)財政の見える化、効果的・効率的な行政運営のために、行政評価は重要である。区民により分かりやすい行政評価制度の検討を進める。(2)職員のコスト意識の醸成や効率的な事業実施に向けた分析等を通じ、創意工夫に満ちた事業展開のための有効な手法の検討を進める。
<民間空き家・空き部屋の活用>
 (1)国や都の空き家に関する利活用政策について伺う。(2)次年度に予定の空き家実態調査では、所有者に国や都の動きを丁寧に紹介した上で、空き家の取扱いに対する意向を伺うべきだが、所見を伺う。
区長 (1)安価で良質な住宅供給、空き室解

上げは、公平性の観点から慎重に検討せざるを得ない。(2)保育施設整備や医療・介護の区負担分の増加が著しいことから、引上げはやむを得ない。
<待機児童解消を>
 (1)認可保育園に入れないうちもは1,000人。認可保育園整備が進まなかった理由は何か。4月以降も順次受け入れる対策をとるべきではないか。(2)来年4月の待機児童解消に向け、認可保育園の増設を。
区長 (1)賃貸型保育所整備において事業者選定に至らなかったため。今年度は11月に定員拡大を行っており、来年度も年度途中の定員拡大に積極的に対応していく。(2)賃貸型保育所整備の事業者確保、旧第四中学校跡地における整備等に取り組んでいく。

請願・陳情の受付についてお知らせします

請願・陳情は区政に関する事柄等について、区民の皆さんが直接、区議会に要望できる制度です。請願には議員の紹介が必要です。議員の紹介がない場合は陳情となりますが、目黒区議会では請願と同様に扱います。受付は常時行っていますが、定例会の会期中の委員会が審査するために、事務局の約1週間前(区役所が休みの日を除く)までに提出していただいています。この締切日は、めぐろ区議会だよりめぐろ区報・目黒区議会ホームページでお知らせしています。

請願・陳情は直接提出していただくこととしています。郵送によるものは原則として審査を行いません。平成28年第2回定例会で新たに請願・陳情の審査を希望される場合は、**6月9日(木)正午まで**に提出してください。

<問い合わせ>区議会事務局議事・調査係 ☎03-5722-9414

組織づくりについての 区長のビジョン、防災対策!

民主党目黒区議団 **吉野 正人** 議員

<平成28年度組織改正>
 組織改正の手順、手続きの中に、区長のビジョンがどのように反映されたのか伺う。
区長 政策決定会議でビジョンも示し、十分議論しながら行財政運営基本方針を策定し、平成28年度組織改正へとつなげた。
<組織づくり>
 組織が生き生きとして行政目的を果たすことが重要と考えるが、区長の見解を伺う。
区長 職員のメンタルヘルスやワークライフバランスに留意し、人事管理、研修制度等を

**近江商人に学べ
「売り手よし買い手よし世間よし」**

維新の会・無所属目黒区議団 **松田 哲也** 議員

<区長選挙>
 出馬を表明されたが、今期4年間でできたことできなかったことは何か。前回の公約には「区長給料・ボーナス・退職金のカット」とあったが、3年でやめてしまった。財政基盤の確立はこれからが正念場だ。次の公約にはもう盛り込まないのか。
区長 区長の本給、期末手当の削減、区有施設見直し方針の策定、災害時要配慮者支援を目的とした防災訓練の実施、高齢者見守り協力事業者の拡大、商店街街路

区長多選制限、なぜ目黒戦略を打ち出さないのか、聞く

未来倶楽部・生活者ネットワーク **坂本 史子** 議員

<多選制限と立憲主義>
 立憲主義は、人間の権利・自由を保障するため権力を法的に制限すべきとの考え方。地方公共団体の長の多選制限は、立憲主義の見地から権力をコントロールする合理的な手段で、民主主義の基本原則と矛盾しない。多選自粛を言ってきた区長は後進に道を譲るべきと思うが、どうか。
区長 近代立憲主義思想からは、多選制限は権限が集中しやすい地方公共団体の長の権限を制限する手段になり得るが、今

傍聴においでください

目黒区議会では、定例会(2月、6月、9月、11月の年4回)、臨時会、委員会(常任委員会、議会運営委員会、特別委員会)の傍聴ができます。傍聴は議会活動に触れる身近な機会ですので、ぜひおいでください。傍聴をご希望のかたは、区議会ホームページや区議会だよりなどで区議会・委員会の日程をご確認の上、当日、総合庁舎5階の区議会事務局においでください。申込書に住所・氏名をご記入いただければ、どなたでも傍聴できます。当日、撮影や録音を希望する場合は、傍聴手続きの際にお申し出ください。なお、傍聴席では飲食禁止や騒ぎ立てる等で議事を妨害しないことなど、傍聴するにあたって守っていただくことがありますので、ご協力ください。

<本会議場での傍聴について>
 傍聴席の入口は6階にあります。座席の数は56席です。満員の際は傍聴をお断りすることがありますので、ご了承ください。なお、車椅子のスペースや耳が聞こえにくいのかたのための専用イヤホンの用意がありますので、事務局職員にお申し出ください。

また、手話通訳を希望されるかたは、傍聴希望日の1週間前までにご連絡ください。

平成27年度の区議会情報の開示請求件数は2件です。

<問い合わせ>
 区議会事務局庶務係 ☎03-5722-9413 FAX03-5722-9335

の見解を伺う。
教育長 再編成組織の十分な機能の發揮、就学前から卒業後までの一貫した支援など多様な学びの場の充実を図り、円滑な推進に努める。
<目黒区教育に関する大綱>
 地方教育行政の組織としてとるべき姿勢についての見解を伺う。
教育長 法改正の趣旨を踏まえ、区長との一層の連携を図りながら、教育行政のさらなる充実に向け取り組む。
<これまでの防災対策及び夏季対策>
 阪神・淡路大震災から21年、東日本大震災から5年が経過した現在、これまでの防災対策についての評価と夏季発災時対応を含めた今後の考え方について伺う。
区長 震災時の組織態勢の強化、自助・共助・公助の連携等の課題を教訓に、地域防災

者を最優先としているため、中高所得者層に対する制度の検討予定はない。3世代同居は世代間で助け合う子育て環境の実現が期待される一方、そうではない子育て世帯の存在も想定される。3世代同居助成については、必要に応じ調査研究を行いたい。
<家庭と社会の保育考>
 経済的な事情で働き預ける家庭には、ハコモノ(現物)よりニーズ(現金)で対応すべきだ。0才児1人に45万円の予算を執行しているのだから財源はある。それによって「家庭で保育」のかたも「保育所」のかたもニーズを満たし、「区民の税金」も他に使える。まさに三方よしだ。是非、制度の検討を。
区長 保育の実施に替えて現金給付を行うことは、施策の大きな方向転換であり、給付金の目的、保育所等を利用できなかった家庭に現金給付を行うことの公平性、財政上の

ほど認可園待機児童率を改善しよう迫られたのになぜ改善しなかったのか。
区長 認定子ども園の整備、小規模保育所整備に予定する3歳児以降の保育受入れ施設の整備が進んでいないことなどが挙げられる。保育定員については、小規模保育所整備が計画を上回るもの、認可保育所整備が約100人計画を下回り、全体として計画数を下回ったためである。
<ひとまちしごと戦略>
 「生産年齢人口の減少」をどうするか等、国待ちではなく地方政府である区が戦略を持てべき。しかし、他自治体や他区総合戦略と比して、長期見通し、特色ある政策どれも見劣りする。区長は目黒戦略を区民・議会に指し示すべきだが、どうか。
区長 12月に取りまとめた「目黒区まち・ひと・しごと・総合戦略素案」では、都市部の自

治体として必要な観点から、3つの基本目標と8つの施策に基づき取り組むこととした。区民の生活環境改善の着実な推進が重要であり、中長期的視点で施策展開できるよう、組織横断的、総合的に取り組みを進める。
<多様な教育機会確保>
 世界的にも政府が続ける学校教育法一本しか認めていない国は少なく、子どもの状況が多様な中、学校以外での新たな教育機会を求める動きが大きくなってきたが、教育長の考えを聞く。
教育長 「多様な教育機会確保法案」には、国の動向等を踏まえ、慎重に調査研究に努める。「障害者差別解消法」と合理的配慮については、全教職員が法の趣旨を理解し、適切に対応できるよう努めていく。

平成28年第2回定例会の予定

6月17日(金)	議会運営委員会・本会議(一般質問)
20日(月)	本会議(一般質問)
21日(火)	議会運営委員会・本会議(議案付託)
22日(水)	常任委員会
23日(木)	常任委員会
30日(木)	議会運営委員会・本会議(議案議決)

*本会議の開会は午後1時、各委員会の開会は午前10時の予定です。

<問い合わせ>
 区議会事務局庶務係 ☎03-5722-9413 FAX03-5722-9335

<問い合わせ>
 区議会事務局庶務係 ☎03-5722-9413